

必要書類の見直しについて

国土交通省航空局では、航空機登録申請におけるすべての必要書類について、その必要性をあらためて検証し、下記の書類についてはその提出を不要とすることにしました。必要書類についての詳しい情報は、航空機登録ホームページ（航空機登録の手続き＞必要書類欄）をご覧ください。

記

申請の種類	提出が不要となる書類
新規登録（輸入機の場合）	「航空機の自重を表す書類」のうち滑空機に係るもの
新規登録（国産機の場合）	「製造者の登記事項証明書又は住民票」
	「航空機の自重を表す書類」のうち滑空機に係るもの
変更登録	「所有者の登記事項証明書又は住民票」 ※所有者の氏名又は名称・住所に変更がない場合のみ
移転登録	「旧所有者の住民票」
	「航空機の自重を表す書類」のうち滑空機に係るもの
抹消登録	「所有者の住民票」 ※航空法第4条の規定により登録することができない航空機になった場合は必要
（根） 抵当権設定登録	「所有者及び債権者の住民票」
（根） 抵当権抹消登録	「所有者及び債権者の住民票」

（お問い合わせ先）

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111 (内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register@ml.mlit.go.jp